

平成29年第10回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 平成29年10月31日(火)
開会 15時00分 閉会 16時35分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室
- 3 出席者の氏名
教育長 土崎 谷夫 1番 河野 利道 2番 谷口 久枝
3番 桑門 超 4番 米倉 ゆかり
- 4 事務局
教育部長 小野 正司 教育総務課長 吉村 岩雄
学校教育課長 川野 剛 社会教育課長 長田 文春
体育保健課長 阿部 俊二
本日の書記 総括主幹 須山 禎宏 主査 清田 甲生
- 5 付議した議案 4件
6 報告事項等 2件
7 その他 0件
8 傍聴人 0名

開 会

教育長 ただいまから平成29年第10回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

前回議事録の承認

教育長 前回の第9回教育委員会の議事録の承認を河野委員お願いいたします。
(議事録に署名)

教育長の報告

- ・秋の運動会について
- ・2学期の学校訪問について
- ・10/4 県教組佐伯支部交渉
- ・10/6 中学校新人戦
- ・10/7 佐伯城石垣清掃ボランティア
- ・10/12、13 九州都市教育長協議会
- ・10/24～26 決算特別委員会
- ・台風21、22号の被害状況について

議 案

【議 事】

議案第36号 佐伯市教育委員会公の施設における指定管理者の候補者の選定について

教育長 それでは議事に入りたいと思います。議案第 36 号佐伯市教育委員会公の施設における指定管理者の候補者の選定について、教育総務課からお願いします。

教総課長 議案第 36 号佐伯市教育委員会公の施設における指定管理者の候補者の選定について、佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。提案理由は、対象施設の指定管理者の管理指定期間が平成 30 年 3 月 31 日に満了するため、新たな指定管理者の候補者を教育委員会が選定する必要があるため提出するものです。条例第 4 条とは下段に載せていますが、教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならないとなっております。2、3 ページをお開きください。平成 29 年 6 月 30 日付けで佐伯市教育委員会公の施設指定管理者選定委員会に諮問を行いました。その答申をここに載せております。

＝答申書について説明＝

教育長 指定管理者制度は、利便性の向上、コストの削減が主な目的です。また、期間につきまして、来年の 3 月に切れるので新たな管理者を選定しなければならない事情があります。指定管理者の諮問をした結果、答申がなされたということですが、施設には 2 つあって、公募して募集する施設と募集はしない任意指定の施設があります。そして、これについては選定委員会というものを設けて、その審査等を行うということになっています。この答申までの期間には、6 月 30 日の第 1 回目から 10 月 20 日の第 4 回までの会議を重ねて選定作業が行われております。選定の方法は、まず申請書を提出して書類の審査を行って、後日プレゼンテーションをして審査の材料を集め、評価として点数化して採点をします。その採点結果を集計して、その点数順位の高いものを最終的に指定管理者候補者として選定するというプロセスを経ているということです。選定結果について 5 ページから掲載しております。佐伯市立佐伯図書館及び佐伯市視聴覚センター、佐伯市総合運動公園、佐伯市海の資料館については、公募型でしたので最終的に評価点の高いものをもって決めるということからケーブルテレビ佐伯、佐伯環境センター、竹野浦河内地区といった団体になっており、選定委員会としては、この 3 団体が適当である。また、任意指定対象施設については、管理を含めて地元の方に行っていただくことが合理的で適切であるという答申でした。候補者の選定は、教育委員会が行い、議会の議決を経て市長が指定をするというような事情になっております。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり選定することで承認いただけますか。

各委員 （全委員から「はい」との意見あり）

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 37 号 佐伯市就学援助要綱の一部改正について

教育長 それでは、第 37 号議案佐伯市就学援助要綱の一部改正について、学校教育課からお願いします。

学教課長 議案第 37 号佐伯市就学援助要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものがあります。提案理由は、平成 30 年度小・中学校新入学児童・生徒に対して新入学学用品（入学準備金）の前倒し支給を行うためであります。19 ページの新旧対照表をご覧ください。第 1 条の中に「等」を加えております。第 2 条の 2、3 行目の「又は」を「若しくは」に変更し、「又は入学予定者（佐伯市に住所を有し、翌年度に佐伯市立の小学校又は中学校に入学を予定している者をいう。以下同じ。）の保護者」という文言を加えております。第 3 条の（3）につきまして、「（入学予定者の保護者に支給する場合は、「入学準備金」という。）」を加えております。第 4 条につきましては、「（申請者が入学予定者の保護者である場合は、定期申請期間内に就学援助（入学準備金）受給申請書（様式第 1 号の 2）により直接）」という文言を加えております。第 5 条につきましては、「又は就学援助（入学準備金）認定（不認定）通知書（様式第 2 号の 2）」という文言を加えております。第 6 条につきましては、先ほどと同様に「又は」という文言を「若しくは」に変更し、「又は入学予定者」という文言を加えております。次に、（1）に「。ただし、入学準備金については、教育長が認定を決定した日から入学式の前日までとする。」という文言を加えております。第 8 条につきましては、「（当該被認定者が入学予定者の保護者である場合は、直接）」という文言を加えております。また、様式につきまして、受給申請書として様式第 1 号の 2、認定通知書として様式第 2 号の 2 を加えるといった改正を行っております。以上です。

教育長 就学を援助するために様々な経済的な援助があるんですけども、いわゆる学用品等もその一部であります。これまでは、小学校、中学校に新たに入学した生徒に、入学したことを確認してから手続きしますから、入学した年の 6 月とか 7 月に支給されておりました。そうすると、実際に使いたいときに貰えないじゃないかと。これは入学する前に支給すれば、そのお金は役立てられるし、貰う方にとっても都合がいいのではないかとというようなことで前倒し支給はできないのかということが 6 月議会に浅利市議からの質問がありました。研究、検討して前年度のうちに支給しようとしたところでもあります。それについての予算も補正予算で議決されております。その事情があるということでお考えいただければと思います。そして、3 月に支給するとすれば、まだ入学していない児童・生徒に支給することになりますので予定者というような用語でしか言えないんですね。すでに在籍してれば予定者ではないのですが。また、行政の表記の仕方で「又は」、「若しくは」の使い分けがなされております。様式につきましても様式第 1 号の

2といったような表記で、様式第1号があり、類似のものであれば第1号の2というものを追加するというようなやり方を行政はいたします。

教育長 ただいまの要綱改正につきましてご質問等はありませんか。

谷口委員 こういう仕組みがあるというのは、皆さんはどうやって知るのですか。

学教課長 今後、ケーブルテレビや市報で周知をしたいと思います。また、入学説明会でも学校からお知らせしたいと思います。

河野委員 先ほど浅利議員から要望があったと聞きましたが、以前から保護者からの要望もあったのですか。

学教課長 直接はなかったんですが、浅利議員が保護者の方からそういった声を聴いて、議会で質問したということです。

教育長 今年度の支給の実績の人数はわかりますか。

学教課長 90名前後だったと思います。

教育長 すべての入学予定者に一律に支給するといったものではなく、申請に基づいて行うんですけども、申請の理由にあるように生活保護であるとか、市民税が非課税であるとか、減免であるということを考えると経済的に厳しいということがその背景にあります。しかし、どの程度厳しいかということは申請書に基づいて審査をして支給の決定を行うということになります。

米倉委員 保護者の方で、後で返ってくるのでお金の準備ができないという方が何人もいらっしゃったので、こういうシステムができるのは良いことだと思うのですが、一方で先に貰うと親御さんのことでお金を使ってしまうような状況もあるので、きちんと必要な方に必要な準備ができるように福祉の担当にもお知らせしてもらいたいと思います。

学教課長 実費の上限がございまして、領収書を提出していただくようになっています。

教育長 就学援助という趣旨から、親御さんの生活費等に使われるといったことがないように説明会でも十分な説明をお願いしたいと思います。

谷口委員 改正で「入学式の前日までとする」というのは、申請は入学式の前日までに限るといえるのですか。

学教課長 事前にとということで申請するのは入学式の前日で切っているのですが、入学後も受け付けしています。

教育長 それでは、第 37 号につきましては、ご承認ということによろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 38 号 佐伯市大入島開発総合センター運営委員会委員の委嘱又は任命について

教育長 それでは、議案第 38 号佐伯市大入島開発総合センター運営委員会委員の委嘱又は任命について、社会教育課からお願いします。

社教課長 議案第 38 号佐伯市大入島開発総合センター運営委員会委員の委嘱又は任命についてですが、佐伯市大入島開発総合センター運営委員会委員に次の者を委嘱又は任命したいので、佐伯市大入島開発総合センター条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。提案理由は、佐伯市大入島開発総合センター条例第 16 条第 2 項の規定により、佐伯市大入島開発総合センター運営委員会委員は、教育委員会が委嘱又は任命することとされている。現委員の任期が平成 29 年 10 月 31 日で満了するため、次の表に掲げる者を新たに委嘱又は任命したいので提出するものです。27 ページに名簿を載せております。合計 8 名の方にお願ひしたいと思ひます。

教育長 大入島開発総合センター、いわゆる海人夏館ですね。海人夏館の管理運営に対する意見等を述べる立場にある運営委員の方々の任期が 10 月 31 日で切れるということで新しく選任するという提案であります。何かご意見等ありませんか。

河野委員 海人夏館の運営はどこがしているのですか。

社教課長 有限会社大入島です。

河野委員 運営委員会は、何回開催したのですか。

社教課長 年に 1 回程度です。

教育長 大入島開発総合センターの設置目的は何ですか。

社教課長 条例第 1 条に、本市は、佐伯市大入島地区の産業の振興及び住民福祉の増進を図り、あわせて社会教育の推進に資するため開発総合センターを設置するとあります。

教育長 設置目的に合うように、いかに運営するかということを協議しながら知恵を絞る

ということが運営委員の任務ですね。

教育長 運営委員会の活用や、本来の趣旨に基づく開催、機能といったものは別の次元のものであるとは思いますが、委員を条例上設置しなければならないことの事情に照らして任期が満了することを受けての新委員の任命ということについてお諮りしているわけですが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 39 号 教育委員会委員の辞職について

教育長 議案第 39 号は教育委員会委員の辞職についてであります。本議案は、人事案件ですので非公開としてよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 本議案を非公開といたします。

=非公開=

=資料を説明=

=原案のとおり承認=

教育長 ただいまの第 39 号議案で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

報告事項等

- (1) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について
- (2) 教職員の処分について
- (3) 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第 10 回佐伯市教育委員会を終了します。

終了 16 時 35 分